

| 区分 | 左の報酬・料金に該当するもの | 源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額 |
|--------------------------------|--|--|
| 技術士又は技術士補の業務に関する報酬・料金 | <p>技術士又は技術士補のその業務に関する報酬・料金のほか、技術士又は技術士補の資格を有しないで科学技術(人文科学だけを対象とするものを除きます。)に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務(他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除きます。)を行う人のその業務に関する報酬・料金</p> <p>(注) 上記の「他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務」には次のようなものがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気事業法第43条(主任技術者)に規定する主任技術者の業務 2 ガス事業法第25条(ガス主任技術者)、第65条(ガス主任技術者)又は第98条(ガス主任技術者)に規定するガス主任技術者の業務 3 医師法第17条(非医師の医業禁止)に規定する医師の業務 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条(薬局の管理)、第17条(医薬品等総括製造販売責任者等の設置^(※1))、第23の2の14(医薬品等総括製造販売責任者等の設置^(※2))又は第23の34(再生医療等製品総括製造販売責任者等の設置^(※3))の規定により薬剤師等が行うべき管理の業務 ※1 令和3年8月1日以後は、医薬品等総括製造販売責任者等の設置及び遵守事項 2 令和3年8月1日以後は、医薬品等総括製造販売責任者等の設置及び遵守事項 3 令和3年8月1日以後は、医薬品等総括製造販売責任者等の設置及び遵守事項 5 電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第47条各号(エックス線作業主任者の職務)に規定するエックス線作業主任者の業務 6 食品衛生法第48条(食品衛生管理者)に規定する食品衛生管理者の業務 | <p>左の報酬・料金の額 ×10.21%</p> <p>ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%</p> |
| 火災損害鑑定人又は自動車等損害鑑定人の業務に関する報酬・料金 | <p>社団法人日本損害保険協会に火災損害登録鑑定人若しくは火災損害登録鑑定人補又は自動車等損害鑑定人(自動車又は建設機械の保険事故又は共済事故に関して損害額の算定又は調査を行うことを業とするいわゆるアジャスターをいいます。)として登録された人に対する報酬・料金でその業務に関するもの。</p> | <p>同上</p> |

Ⅲ 社会保険診療報酬

| 区分 | 左の報酬・料金に該当するもの | 源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額 |
|------|--------------------------------|---|
| 診療報酬 | 社会保険診療報酬支払基金法の規定により同基金が支払う診療報酬 | (左の診療報酬の額－その月分として支払われる金額につき20万円)×10.21% |

IV 外交員、モデル等の報酬・料金

| 区分 | 左の報酬・料金に該当するもの | 源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額 |
|-----------------------|--|--|
| 職業野球選手の業務に関する報酬・料金 | 選手、監督、コーチ、トレーナー又はマネージャーに対し選手契約に定めるところにより支払われる全ての手当、賞金品等 | 左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42% |
| 職業拳闘家の業務に関する報酬・料金 | プロボクサーに支払われるファイトマネー、賞金品その他業務に関する報酬・料金 | (左の報酬・料金の額－1回の支払につき5万円)×10.21% |
| プロサッカーの選手の業務に関する報酬・料金 | プロサッカーの選手に支払われる定期報酬、出場料、成功報酬その他その業務に関する報酬・料金 | 左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42% |
| プロテニスの選手の業務に関する報酬・料金 | プロテニスの選手に支払われる専属契約料、入賞賞金、出場料その他その業務に関する報酬・料金 | 同上 |
| プロレスラーの業務に関する報酬・料金 | プロレスラーに支払われるファイトマネー、賞金品その他その業務に関する報酬・料金 | 同上 |
| プロゴルファーの業務に関する報酬・料金 | プロゴルファーに支払われるその業務に関する賞金品、手当その他の報酬・料金 | 同上 |
| プロボウラーの業務に関する報酬・料金 | プロボウラーに支払われるその業務に関する賞金品、手当その他の報酬・料金 | 同上 |
| 自動車のレーサーの業務に関する報酬・料金 | サーキット場で行われるレース、ラリー、モトクロス、トライアル等の自動車(原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車をいいます。)の競争・競技に出場するドライバー、ライダー等に支払われる賞金品その他その業務に関する報酬・料金 | 同上 |

| 区分 | 左の報酬・料金の該当するもの | 源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額 |
|---|--|---|
| 競馬の騎手の業務に関する報酬・料金 | 競馬の騎手に支払われるその業務に関する報酬・料金 | 左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42% |
| 自転車競技の選手、小型自動車競争の選手又はモーターボート競走の選手の業務に関する報酬・料金 | 普通賞金、特別賞金、寄贈賞、特別賞(先頭賞、記録賞、敢闘賞、副賞)、参加賞その他競技に出場することによって支払われる全てのもの (注) 小型自動車競走の選手とは、小型自動車競走法第11条第1項(小型自動車競走の審判員等の登録)に規定する選手をいいます。 | 同上 |
| モデルの業務に関する報酬・料金 | (1) ファッションモデル等の報酬・料金 (2) 雑誌、広告その他の印刷物にその容姿を掲載させることにより支払われる報酬・料金 | 同上 |
| 外交員、集金人又は電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金 | (1) 外交員、集金人又は電力量計の検針人にその地位に基づいて保険会社等から支払われる報酬・料金 (注)1 その報酬・料金が職務を遂行するために必要な旅費とそれ以外の部分とに明らかに区分されている場合・・・旅費に該当する部分は非課税とされ、それ以外の部分は給与所得とされます。 2 1以外の場合で、その報酬・料金が固定給(一定期間の募集成績等によって自動的にその額が定まるもの及び一定期間の募集成績等によって自動的に格付けされる資格に応じてその額が定まるものを除きます。以下2において同じ。)とそれ以外の部分とに明らかに区分されているとき・・・固定給(固定給を基準として支給される臨時の給与を含みます。)は給与所得、それ以外の部分は外交員等の報酬・料金とされます。 3 1及び2以外の場合・・・その報酬・料金の支払の基となる役務を提供するために要する旅費等の費用の額の多寡その他の事情を総合勘案し給与と認められるものについてはその総額を給与所得、その他のものについてはその総額が外交員等の報酬・料金とされます。 (2) 製造業者又は卸売業者等が、特約店等に専属するセールスマン又は専ら自己の製品等を取り扱う特約店等の従業員等に対し、取扱数量又は取扱金額に応じてあらかじめ定められているところにより交付する金員 | (左の報酬・料金の額－控除金額※)×10.21% ※控除金額・・・同一人に対してその月中に支払われる金額について12万円(別に給与の支払があるときは、12万円からその月中に支払われる給与の金額を控除した残額) |

V 芸能人等の報酬・料金

| 区分 | 左の報酬・料金の該当するもの | 源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額 |
|--|---|---|
| 映画、演劇 その他芸能 又はラジオ 放送やテレ ビジョン放 送の出演や 演出又は企 画の報酬・ 料金 | <p>映画、演劇、音楽、音曲、舞踏、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、腹話術、歌唱、奇術、曲芸や物まね又はラジオ放送やテレビジョン放送の出演や演出又は企画の報酬・料金</p> <p>(注)1 「演出の報酬・料金」には、指揮、監督、映画や演劇の制作、振付け(剣技指導その他これに類するものを含みます。)、舞台装置、照明、撮影、演奏、録音(擬音効果を含みます。)、編集、美粧又は考証の報酬・料金が含まれます。</p> <p>2 「ラジオ放送やテレビジョン放送の出演の報酬・料金」には、クイズ放送又はいわゆるのど自慢放送の審査員に対する報酬・料金も含まれます。</p> <p>3 「映画や演劇の制作、編集の報酬・料金」には、映画又は演劇関係の監修料(カット料)又は選曲料が含まれます。</p> <p>4 いわゆる素人のど自慢放送、クイズ放送の出演者に対し放送のスポンサー等から支払われる賞金品等は、Ⅷの賞金品等に該当します。</p> | <p>左の報酬・料金の額 ×10.21%</p> <p>ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、 20.42%</p> |
| 芸能人の役 務の提供を 内容とする 事業を行う 者のその役 務提供に関 する報酬・ 料金 | <p>映画や演劇の俳優、映画監督や舞台監督(プロデューサーを含みます。)、演出家、放送演技者、音楽指揮者、楽士、舞踏家、講談師、落語家、浪曲師、漫談家、漫才家、腹話術師、歌手、奇術師、曲芸師又は物まね師の役務の提供を内容とする事業を行う者のその役務提供に関する報酬・料金</p> <p>(注)1 「役務提供に関する報酬・料金」とは、不特定多数の人から支払われるものを除き、芸能人の役務の提供の対価たる性質を有する一切のものをいいますから、その報酬・料金には、演劇を製作して提供する対価や芸能人を他の劇団、楽団等に供給したり、芸能人の出演をあっせんしたりすることにより支払われる対価はもちろん、次のようなものも含まれます。</p> <p>なお、脚本、楽曲等を提供することにより支払われる対価のように著作権の対価に該当するものは、上記の報酬・料金には含まれません。</p> <p>(1) テレビジョンやラジオの放送中継料又は雑誌、カレンダー等にその容姿を掲載させるなどのために芸能人を供給したり、あっせんすることにより支払われる対価</p> <p>(2) 芸能人の実演の録音、録画、放送又は有線放送につき著作権隣接権の対価として支払われるもの(実演についての録音物の増製又は著作権法第94条第1項各号(放送のための固定物等による放送)に掲げる放送につき支払われるもので、その実演による役務の提供に対する対価と併せて支払われるもの以外のものを除きます。)</p> <p>(3) 大道具、小道具、衣装、かつら等の使用による損耗の補填に充てるための道具代、衣装代等又は犬、猿等の動物の出演料などとして支払われるもの(これらの物だけを貸与したり、これらの動物だけを出演させることにより支払われる対価を除きます。)</p> <p>2 事業を営む個人が特定の要件に該当するものとして所轄税務署長から源泉徴収を要しないことの証明書の交付を受け、その証明書を提示して支払を受けるものについては、源泉徴収をする必要はありません。</p> | <p>同上</p> |

VI ホステス等の報酬・料金

| 区分 | 左の報酬・料金に該当するもの | 源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額 |
|------------------------------------|--|---|
| ホステス、バンケットホステス・コンパニオン等の業務に関する報酬・料金 | <p>(1) キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ、又は客に接待をして遊興や飲食をさせるものにおいて、客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の人のその業務に関する報酬・料金</p> <p>(2) ホテル、旅館、飲食店その他飲食をする場所(臨時に設けられたものを含みます。)で行われる飲食を伴うパーティー等の会合において、専ら接待等の役務の提供を行うことを業務とするいわゆるバンケットホステス・コンパニオン等のその業務に関する報酬・料金</p> | <p>(左の報酬・料金の額－控除金額※)×10.21%</p> <p>※控除金額・・・同一人に対して1回に支払われる金額について、5,000円にその支払金額の計算期間の日数を乗じて計算した金額(別に給与の支払をする場合には、その計算した金額からその計算期間の給与の額を控除した残額)</p> |

VII 契約金

| 区分 | 左の報酬・料金に該当するもの | 源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額 |
|----------------------------|--|---|
| 役務の提供を約すること等により一時に支払われる契約金 | <p>職業野球の選手、その他一定の者に専属して役務を提供する人が、その一定の者のために役務を提供し、又はそれ以外の者のために役務を提供しないことを約することにより一時に支払われる契約金</p> <p>(注) 契約金には、雇用契約を締結することにより支払われる支度金、移転料等も含まれます。ただし、就職に伴う転居のための旅費に該当するものは、これに当たりません。</p> | <p>左の報酬・料金の額×10.21%</p> <p>ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%</p> |